

人権尊重都市宣言のまち 品川区

実現しよう 平和で心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日～10日は
人権週間

●世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国が達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間の「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

●区取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年は26周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

今年も小・中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2019」や「人権週間 講演と映画のつどい」を開催します。

この機会に、あらためて人権について考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

1993(平成5)年4月28日 品川区

人権週間 講演と映画のつどい

12月4日(水) きゅりあん大ホール (大井町駅前)

午後1時開演(午後0時30分開場)

定員 1,100人(抽選)

託児 1歳6カ月～就学前のお子さん

講演 スポーツに見る指導環境の現在～スポーツと人権を考える～

講師／二宮清純(スポーツジャーナリスト)

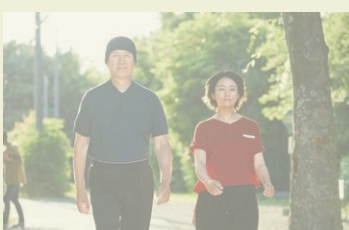
テレビでもおなじみの日本を代表するスポーツジャーナリストの二宮清純さん。切れ味の鋭いコメンテーターとして活躍。スポーツの現場における様々な状況や問題などのトピックから人権意識の高揚につながるお話をさせていただきます。※手話通訳・字幕付き。



映画 体操しようよ

出演／草刈正雄、木村文乃 ほか

38年間、無遅刻無欠勤で勤め上げた60歳のシングルファザー佐野道太郎。定年退職した日、娘から“親離れ宣言”を受ける。ラジオ体操を通じ「地域デビュー」、「はじめての家事」に大奮闘。世代も立場も違う人々に導かれ、新たな世界を知り、人生を謳歌していく。その姿に、勇気と元気がもらえる幸せ感動作。 ※字幕付き。



© 2018「体操しようよ」製作委員会

申込方法 11月14日(木)(必着)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、参加人数、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)、託児希望の有無を品川区人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ ※結果発送は11月末を予定。

往信(表)	63円 140-0013 品川区南大井3-7-10 品川区人権啓発課宛	記入不要です	返信(裏)
返信(表)	63円 000-0000 氏名様 代表者の住所	つどい申し込み ●参加人数 ●代表者郵便番号 ●住所 ●電話番号 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな ●託児希望の方はお子さんの氏名・月年齢 ●手話通訳希望の方、車いすの方はその旨	往信(裏)

みんなで考えよう 私たちの人権

区では、これまで「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や同和地区出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に近年では、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者への偏見など、人権問題はより複雑化し多様化しています。

こうしたなか、平成28(2016)年6月には、「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月には、「部落差別解消推進法」が成立しました。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきたいと思います。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

外国人の人権を尊重しましょう

日本に入国する外国人が増加するなか、外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして取り上げられ、差別意識を生じさせかねない言動として、社会的な関心を集めています。こうしたなか、平成28

(2016)年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えることもあり、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。しかし一方で、インターネット掲示板への個人情報掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや部落差別(同和問題)に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。

通常インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、むしろ現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいと言えます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。インターネット上の掲示板の利用やSNS(ソーシャルネットワーク

ングサービス)などの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットの節度ある利用について

- ・差別的な発言や誹謗・中傷を書き込まない
- ・なりすまし行為はしない
- ・個人情報を書き込まない

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別などの人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが、差別や偏見をなくすことにつながります。

こうしたなか、アイヌの人々が民族の誇りを持つて生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ施策推進法」が令和元(2019)年5月に施行されました。

HIV感染者やハンセン病患者などに対する差別をなくそう

エイズ、ハンセン病などの感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いしています。本年の「人権メッセージ」は三木小学校6年生が発表しました。「人権の花」運動では御殿山小学校・中延小学校・品川学園の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」は浜川・富士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員	大西 英敏 (大 井)	小原 愉里 (東品川)	岸 朱実 (中 延)
後藤 基 (西中延)	野口 清彦 (東大井)	野田 律子 (東品川)	長谷川一也 (大 井)
増村 圭一 (東大井)	松井 一雄 (東大井)	松尾 和英 (小山台)	

人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。相談日/第1・3火曜日午後1時～4時 ※相談日1週間前の午前9時より電話予約。問い合わせ/区民相談室(☎3777-1111代) Fax5742-6599)

●人権週間街頭キャンペーン 12月4日(水)午前11時30分から大井町駅前

障害者週間・記念のつどい 問い合わせ 障害者福祉課障害者福祉係 (☎5742-6707 Fax3775-2000)

障害者週間(12月3日～9日)を記念し、毎年開催しています。

日時/12月8日(日)午後1時開演(午後0時30分開場)

会場/きゅりあん大ホール(大井町駅前)

- 内容/
- 品川区在住の全盲シンガー大石垂矢子と仲間たちによる「みんなでこんざと」
 - 障害者団体発表会(ダンス、合唱など)
 - 映画上映「星に語りて～Starry Sky～」スターリー スカイ

○ロビーで障害者団体紹介パネル展示や障害者施設製作品販売を行います。

- ・手話通訳者、FMラジオによる副音声サービス、UDトーク配置。
- ・音声コード付きちらしあり。 ※先着200人に記念品プレゼント。

ビデオ・DVD・パネルの貸し出し

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出しています。勉強会や研修会でご活用ください。 ※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ/品川区人権啓発課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)